

一九三〇—四〇年代初頭日本義務制初等学校の動向と再編の課題

——初等教育の変容と中等学校入試改革の動向に注目して——

木 村 元

はじめに——課題と視角——

一九世紀の後半から今世紀初頭にかけて築き上げられた近代日本の学校制度は、一九三〇年代を迎えるまでに社会的な基盤を持って存在するに至った。⁽¹⁾ここに言う社会的な基盤の存在とは、人々のそれぞれの人生に学校での（入学し卒業するという）まとまった経験が刻み込まれることが常態となったことを意味している。そこでの学校との関係の取り方は様々で、全体として今日のように積極的なものではなかったにせよ、構築された学校制度を人々は生きることになる。周知のように、こうした現実が形成されたのは国家施策として就学強制（強制的な学校への囲い込み）が強力に推し進められたところが大きい。一方、人々の側から見るとすれば、そこでの就学経験や学校での制度体験が蓄積されることで近代学校は次第に日本社会のなかで定着を見せたともいえる。その結果、一九三〇年代までには、

実態的にだれもが通う教育機関となった義務制初等学校⁽²⁾としての小学校⁽³⁾が日本社会に根づいたといえるが、まさにその地点に至って定着したはずの学校が捉え直されていくのである。⁽⁴⁾その背景には、産業化や都市化に象徴される社会変動に規定された家族の再生産戦略が存在し、それによって学校の果たす役割があらためて問われたのである。

一九三〇年代後半の日本においては、近代学校制度、なかでもその根幹である初等教育⁽⁵⁾の全面的な再編成が本格的な政策課題としてたちあらわれていた。⁽⁶⁾その背景にはこうした新しい段階に至った学校への問い立てがあったのであるが、同時に日中戦争の拡大など戦時体制を支えるべく、総力戦に即応するような教育体制の構築という現実的な要請があった。まさにその要請に応えるためにも、確立された日本の学校の制度的（そして内容的）な枠組みの改編が課題とされていたのであり、近代日本の学校制度に内在された「積弊」への本質的な対応を求められる状況が生まれていたのである。その「積弊」の中でもきわめて大きなものとして、初等教育に対する中等学校入試の深刻な影響があった。

本稿では、小学校が第一階梯として学校体系の中に実質的に組み込まれることで顕在してくる課題に着目して、すなわち中等学校進学志願者の増大（中等学校大衆化への胎動）に伴って既存の国民教育の制度枠組みが内包した諸矛盾点——例えば人材の選別と国民の統合という機能を予定調和的に組み込んでいた制度枠組みがきたす矛盾——に着目し、その顕在化のありようとそれへの対応を教育の内在的な課題と重ね合わせながら考察を行うことを課題とした。具体的には中等学校入試がどのように初等教育を歪めていたか、実態を示し、その本格的な克服が如何に図られたのかを解き明かす作業を試みる。その際、戦時下の中等学校入試改革の一環として位置づく、人物考査、内申書、身体検査による三者総合判定制（一九四〇年度より導入。以下総合判定法と表記。）に注目した。従来、戦時下の入試改革は学区制と総合制の導入に力点がおかれて捉えられ、⁽⁷⁾この選抜法が果たした初等教育への規定力とその意味づ

けについては検討されてこなかった。本稿では、その後の学籍簿改革をも含めてこの選抜法を捉えた場合に、戦前の中等学校入試がもたらした「弊害」に対して新しい対処のあり方（段階）が認められるのではないかという見方になって、特に一九三〇年代の中等学校入試による初等教育への質的な制約ならびに変容の実態の検討を前提に、総合判定法の史的な位置づけを試みることを通して上記課題に迫りたい。

日本の小学校は、国民（臣民）形成にむけての共通価値（教育勅語）の内面化と徳性の涵養を第一義的な課題とし、一方で「国民教育ノ基礎」および、教科を通じての知的教育を期待された。確かに制度的には、小学校は、義務制としての位置づけにより、全国民に対する学校教育の第一階梯としての位置づけがなされていた。しかし、実際には、中等教育への進学要求の低かった段階では、現実的に、小学校は初等教育機関としての完結性を保つことで機能していた。一九二〇年代以降の中等学校進学への要求の高まりはそうした現実に変化をもたらした。小学校は全国民の共通教育の場たることを予定されると同時に国民の進学体系の中に不可避的に位置づけられ、中等学校への進学を児童に保障することを余儀なくさせられるものとなったのである。それは小学校教育の自己完結的な性格と矛盾するばかりではなく、第一義的に求められていた臣民形成を目指す「道徳教育」の位置づけをも危うくするものとなった。加えて、義務制が暗々裡に要請する教育水準の同一性や教育内容の規範性が進学体系への組入れを通じて保障されなくなり、逆に学校間の格差を生み出すことになった。こうした学校（児童）に対する被規定性について、従来の研究においては検討対象として注目されてはこなかった。取り上げられるにしても事実が断片的に示されるにとどまっている。⁽⁹⁾

一九二〇年代には、中等学校入試が小学校の教育や児童の心身に大きな影響を与え、都市部を中心に社会的な問題となっていたが、同年代後半にはいると、文部省においても、「小学校教育ノ本旨ヲ没却」させる状況とさえ捉えら

れるに至っている。そうした事態に対して、様々な対応が示され、一九二七年には、文部省はついに学科試験の廃止を通過したが、それも不徹底なものにとどまった。総合判定法はこうした経過を踏まえる形で一九四〇年度に導入されたのである。従来、総合判定法は、一九二七年の入試「改革」の延長線上でそれを徹底したものとして位置づけられるだけであり、その独自性には触れられてこなかった。⁽¹⁰⁾しかし、同選抜法は、例えば文部省自身が、「単に中等学校入学の問題に関するのみでなく、実は一層深きところに更に重大なる問題を包蔵」したものと位置づけているように、問題構制のレベルでは選抜方法レベルを越えて、選抜原理や選抜と統制の關係などを問うような、「積弊」への本格的対応を課題としていたのである。⁽¹²⁾

総合判定法実施の翌年の一九四一年には国民学校が成立する。国民学校は、従来の知と徳の關係、教科のあり方などを根底から問い直すことで鍊成による皇国民の育成を目指していたが、一方で入試改革なしにはこうした「国民学校の改革精神も徒らに虚名を馳せるに過ぎない」⁽¹³⁾と捉えられていた。ここにおいて入試改革と小学校での成績考査法の「改革」とがリンクされることで、初等義務教育改革の一環として入試が位置づくことにもなったのであるが、これまでの限定的で対症療法的な対応を越えた入試改革の内容を含みもっていたと捉えることができる。

本稿では、まず、(一)近代日本における学校体系の形成と制度構想者によって期待された社会的機能と人々の学校利用の實際に留意しながら一九三〇年代の中等学校の進学動向について押さえ、そのなかで(二)小学校や児童の「学び」のあり方が入試によってどのように制約、変質されたかを検討し、中等学校進学という価値に基づく学校と児童の従属の実態を整理する。次いで、(三)そのような従属状況に対してどのような取り組みがなされてきたのか、総合判定法以前の試みについて触れ、(四)その上に立って、総合判定法の内容とその新たな対応の特徴を示すと同時に、それが含み持った矛盾について検討を加える。さらに(五)入試改革では日常の成績考査が問題とされたので

あるが、そうした課題を受け止める形で実施された国民学校の学籍簿改革並びにそれに伴って展開された成績考查研究の動向を検討する。以上のことから、一連の改革の動向が持った意味に関して私見を整理しておきたい。

一 中等学校進学の動向の諸相

(1) 学校体系の構築と社会的配分機能

戦前日本の学校体系は、今世紀初頭までに、上からの学校ならびに接続関係の整備と、「国民」形成という役割を担った小学校の拡充という別個の展開をしめしながら体系的に整備されることになる。すなわち、各々の学校（年級）間の接続関係が不十分のまま、極めて高い水準に設定された帝国大学と就学を奨励し皆学が目指された小学校があり、それを制度上中等学校が媒介するように学校体系が整備されていくのである。そのなかで、一八八〇年代後半以降、とりわけ諸学校令によって各学校別の目的と性格が明確にされ、性差や「実業」、「普通」をもとにしてカテゴリー化された教育内容を序列化しながら人材の吸収・配分のための機構を整えていく。

それを概観するなら、「国家ノ須要」を原則とした帝国大学を頂点に（男子の「高等普通教育」を目的とした）高等学校—中学校という進学過程での「本流」⁽¹⁵⁾の経路が形成され、これを軸に、高等教育段階では高等学校の周辺に官立（公立）の専門学校が配された。すなわち高等商業・工業・農業学校や医学専門学校が各地に置かれ、さらに有力私立学校が専門学校の枠組みに組み込まれたのである。中等教育段階では高等教育レベルより外周を広げる形で実業学校、高等女学校が配される。⁽¹⁶⁾ 実業学校は、「実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」ことを目的とした学校であり、⁽¹⁷⁾ しかも一九二〇年代半ばに甲種程度の実業学校が専門学校への入学資格が与えられるまで高等教育に接続され

ることはなかった。また、男子中等「普通」教育である中学校が設置基準等においてリジッドな制度的縛りの内であったのに対して、例えば学科課程については事実上法的基準がなかったように多様で柔軟な形態が認められたなかで制度化がなされていた。一方、女子の「高等普通教育ヲ為ス学校」としての高等女学校もまた一定の設置基準に縛られつつも極めて多様な学科課程に見られるように実際の学校の形態としては幅の広い多様なものであったが、性差による差別構造のなかで原則的に「本流」への参入を阻まれていた。ここに見られるように、同じく初等教育後に準備された中等教育水準に存在していたとはいえ、中学校、実業学校、高等女学校はその性格と役割において異質なものとして組織化がなされており、しかも構築された進学体系の秩序に導かれる価値という点で明らかな格差構造をもっていたのである。

近代日本の学校体系は、このように帝国大学を頂点として水準差をもつ同心円的な拡大をとる円錐型の学校分布をとって形成されていくのであり、各段階・種別の学校はそれぞれの目的、性格によって規定されつつも、現実においては、社会的な威信を価値規準として同一段階の種別間のみならず、同種の学校間でも序列構造が形成されていた。進学競争はそれを体現するものでもあり、その影響は都市部を中心にしてではあるが小学校段階にまで及ぶことになったのである。どの段階のどのような学校を経て実社会にでるかによって異質の人間が作り上げられるこのシステムの基本構造は、制度的には一九一〇年代までに作り上げられた。

(2) 学校を介したライフサイクルの定着

とはいえ、学校制度の形成過程においては、就学児童の量的な増大がそのまま制度への積極的な参入者を意味したわけではない。文部省など政策の統計が実質的な就学者（あるいは「出席」者）の数を伝えていないという問題以外

にも、子どもを学校に送り出す家族の側から見ると、就学自体に対する「無理解」や就学を保障するというよりは学校への「子捨て」の対象として扱われるような就学者が相当数存在していたと言う指摘⁽¹⁹⁾から窺われるように、積極的な学校利用を意図しての参入は多くあったとはいえないと考えられる。しかしながら、一九二〇年代には政策レベルで小学校後の進路動向が問題とされることになる。⁽²⁰⁾さらに、一九三〇年代を迎えて学校を経たライフサイクルが広く国民に定着したことを長野県の事例研究は示している。⁽²¹⁾そこでは、小学校卒業後の進学環境という点でも、一定範囲の地域の中に初等完成・実業教育、中等教育機関などが組み合わされて組織化されるようになり、一九二〇—三〇年代を経て、本格的に学校を利用した生活設計が人々の中に選り取りはじめたことを明らかにしている。

確かに中等学校への「高進学率」地と「低進学率」地の隔絶が歴然と存在して両者が併存していたが、就学という行動自体が前提となり、小学校卒業後の教育機関へのアクセスの広がりの中で中等学校への進学という選択肢が社会的に成立しだしていた。中等学校進学（入試）問題の社会問題化の前提はこうした学校利用への志向（ひいては階層移動の手段）の広がりの中で現象していくことになると考えられる。その背景には産業化や都市化など社会変動が進み、さらにそれに規定されつつも府県レベルでの中等教育に関する独自の政策の論理が介在しており、実際の展開過程は大きな偏差を含んだ複雑な様相を呈していた。⁽²²⁾

入試の社会問題化は、制度体系の「本流」を貫く男子「普通」教育を軸として、それへの参入者の増加、すなわちそこへの進学志願者の増大に伴うものとしてあったが、それにとどまらず性差を越え、「実業」の領域にまで外延を拡散しながら、裾野を広げるにいたる状況、つまり、高等女学校や実業学校へも「本流」の入試競争の秩序が及ぶなかで捉えられた。ただ、本稿においては、こうした問題状況を「本流」の競争の秩序の直線的な広がりとしてのみ理解しているわけではない。この時期の中等学校進学にはこれまで以上に広範な参入があったと思われるが、そこの

中等学校への進学の動機づけは学校体験の蓄積との関係で果たされたわけであり、その意味で進学に関して独自の読みとりが介在していたことが推測される。⁽²³⁾したがってすべてを、「本流」を秩序とする社会的上昇をはかるための上級学校進学競争への参入という枠組みで捉えることはできない。⁽²⁴⁾

とはいえ、このようにこの期の入試問題は一九六〇年代以降の一元的な入試競争秩序のもとで単純に説明されない固有な側面を持っていた点に留意しつつも、進学秩序の「本流」への参入は確実に増大しており、それを巡っての競争問題はより深刻なものになっていたのも事実である。このように結果として中等学校進学への参入者の量的な拡大と「本流」を秩序とする競争の深まりというのなかで、小学校はそれらへの対処を余儀なくされることになるのである。

二 一九二〇—三〇年代初等義務教育に対する入試による制約と変容

(1) 小学校の変容

中等学校入試が社会問題として顕在化したのは一九二〇年代であった。初等教育、とりわけ小学校への影響はこの時期に顕著となり、各府県の学事行政当局は、この状況を深刻に捉え、本格的な取り組みを行ないはじめるのである。一九二〇年代後半から三〇年代の大都市部では、理念的には横に水平であるはずの小学校が、中等学校進学という価値に基づいて格差を有するようになっていた。東京府ではそうした状況を典型的に示しており、中等学校進学の実績に基づいて各所で進学有名校が形成されていたのである。⁽²⁵⁾その象徴的な存在として本郷区の誠之尋常小学校をあげることができる。

同校は、当時、難関とされた中等学校である東京高等学校等の高等学校尋常科、府立中学校、東京女子師範学校附属高等女学校や府立高等女学校に毎年大量の合格者を輩出していた。⁽²⁷⁾ その結果、一九三〇年代には東京の全域はもとより近県からの児童を集めるなど、「日本一の進学有名校」⁽²⁸⁾として名をはせるようになっていた。筆者の調査によれば、同校では進学実績を重視し、それを価値とみなすことを原理として教育活動が営まれていたのである。⁽²⁹⁾ 校区外から中等学校進学を目標とした児童が集中し、校区内においても逆に中等学校進学を望まない児童は「逆越境」するといった具合に、同校では進学を共通の価値として共有する同質の児童集団が形づくられていた。⁽³⁰⁾ そのような児童たちを対象にして、教師たちは、親の中等学校進学への強い教育の要求に支えられながら、みずからの教育実践を積極的に中等学校受験への準備に収斂させていた。すなわち、運動会、校外教授、学芸会などの教科外活動の規模ならびに回数が縮小され、正規の授業の前後に補習が組まれた。また、共同考査が実施され、進学用の独自の教材の作成がなされたのである。

こうした進学という価値に規定された教育実践は、無論、誠之尋常小学校だけに限られたものではない。当時の東京府では官立の附属学校以外の公立学校の中でも青南尋常小学校や番町尋常小学校等の進学有名校が形成されていた。中等学校進学を価値とする小学校間の格差の存在は、越境という形で各々の拠点校に児童が集まっていく各区の事態を見ても明らかである。例えば他区と比べてそれほど進学実績があがっていない浅草区においても、中等学校受験を念頭に、富士尋常小学校や浅草尋常小学校へ、北地域からの越境が認められていた。このような進学実績に基づく小学校の格差の存在は東京においてかなり広範に見られていたことが窺われる。⁽³¹⁾ かかる状況は東京以外の地域にも広がり始めていた。大きな地方都市をもたなかった山口県でも学事行政当局は「試験地獄などといふ言葉も出来て本県の様な左程入学難の無いところも東京大阪等の大都会なみに地獄気分引き込まれる様にな」⁽³²⁾っているといった現状認

識を表明し、これへの対応を考えるようになる。島根県では同様な認識にたつて先駆けて入試「改革」をおこなっている。⁽³³⁾

一方、公立学校の教育から相対的に独自の歩みを志していた師範附属小学校や私立小学校の新教育実践校も入試による圧力や制約から無縁ではなかった。⁽³⁵⁾新教育を担った学校に通う児童の社会階層と中等学校進学志望者の多数の出自が同じ階層である点も考えあわせるなら、⁽³⁶⁾いずれの新学校においても入試への対応は積極的、消極的といった差はあるにせよ、実践を深いところで規定していたと考えられる。この点に関して⁽³⁾でその実際に触れたい。

(2) 「学び」の入試への従属

こうした学校の変容と並んで、児童の「学び」自体が入試によって水路づけられ、いわば従属していくという事態が進行していたと思われる。それがどのようなものであったかについて、入試という目的に向かって「学び」を最大限に焦点化していたと思われる当時の受験参考書に注目することで窺っておきたい。

一九三〇年代には、中等学校進学志願の児童が入試対策として受験参考書を利用するのは当然という状況にあった。中等学校入試用の受験参考書は、これよりさき、一九〇〇年代の後半にはすでに少なからず流布していた。⁽³⁷⁾しかし受験出版産業の社会的浸透を背景にして、広く受験参考書が児童（学校）に行き渡ったのは一九二〇年代以降であり、⁽³⁸⁾量的な拡大にとどまらず、各々の学校の種別のレベル、難度に対応する受験参考書の登場など個別的な対応を意識するものも出現するようになっていた。⁽³⁹⁾例えば戸田城外による算術の受験参考書である『推理式指導算術』（一九三〇年）では、その問題を難易度によって分類し、「高等学校尋常科級」「府立級、県立級」などと配列している。⁽⁴⁰⁾高等学校の尋常科を頂点として、官・公立中学校——伝統私立中学校——一般の中学校というような入学難度に基づく階層

的傾向をもっていた当時の東京府の学校間格差を反映した内容となっていたのである。⁽⁴¹⁾しかし、一般に広く用いられ、人気を博した入試参考書は「教科書準拠」を標榜し知識内容を再編して受験用にアレンジしたものであった。高等学校の尋常科と一部の中学校を除いて、当時における出題範囲が、国定教科書に概ね限定されていた状況を反映していたのである。⁽⁴²⁾その代表的なものが受験研究社の木山淳一の参考書である。受験研究社は一九二四年以降多くの中学校受験参考書を世に送り出すが、特に、「木山の長帳」ともよばれた木山の各科参考書は中等学校入学志願の小学校児童の中で圧倒的な人気を誇った。発行部数は直ちに推定することはできないが、例えば一九三六年初版の『木山の算術』⁽⁴³⁾は、一九三八年には実に一二〇版を数えている。同書の特徴は、著者の木山淳一が指摘するように、教科書を様々な角度から分析し直し、「学習に時間と労力の徒費を省」きながら、「簡明」なかたちでその知識を整理するという点にあった。⁽⁴⁵⁾まず各科の試験問題を分析した上で、表などを駆使しつつ教科書の内容から受験に必要な知識と考え方を抽出するという形で編集されていた。

もっとも、教科書準拠を特徴とする入試参考書は一九三〇年代にはじめて出現したのではない。例えば、一九二〇年代、新しい傾向として教科書所収教材の大意を求める問題などが出題されることになったが、これに即応して、教科書準拠の準備参考書が販売されて教科書の大意と読解を示すなど、受験のためにいわば公定された知識が受験参考書によって作り出されていた。⁽⁴⁶⁾そのような動きが、一九三〇年代において諸参考書を通して拡大し、国定教科書を整理、再編成して「受験知」⁽⁴⁷⁾のパッケージを作りあげるという機能を担うようになっていたのである。

「受験知」の獲得へと矮小化された「学び」の広がりは、当時の家庭や学校での児童の実態からも認めることができる。一九二〇年代後半のある調査によれば、東京市の中等学校進学希望者のほぼ四分の三が第六学年の一学期までに受験勉強を開始し、⁽⁴⁸⁾その家庭での勉強時間は平均で二時間三〇分近くになっていた。⁽⁴⁹⁾また当時においては、東京に

限らず、程度の差こそあれ、ほとんどの小学校で中等学校進学希望者に対してなんらかの準備教育が実施されていたことが推定できる。⁽⁵⁰⁾さらに、準備教育の枠を越えて、日常の授業自体の変質が問題とされるようになっていた。「学校では公然の秘密として自由競争原理に依る試験制度のために知識、技能の切り売りが行はれ」、「記憶学習に余念ない」という日々の授業実践⁽⁵¹⁾が、必ずしも中等学校進学を志望しない児童まで含み込む形で、日常的に児童の「学び」を制約することになっていたのである。⁽⁵²⁾

(3) 実践への規定性

入試による実践の規定性は、単純に入試によって教育実践が抑圧されるという構図だけではなく、教育実践の内在的な展開と重なりながら全体として実践を規定するという形を取って示されてもいる。特に入試への要求を強く受けたであろう一九二〇年代以降に叢生した新中間層に基盤をおいた新学校の実践⁽⁵³⁾からそのことは色濃く窺える。こうした新学校に共通するのは、既存の学校の教え主義が児童の学習を抑圧しているとして、児童の自発性に根ざした学習を保障した、言うところの「子ども中心の学校づくり」が目指されていた点である。新学校は前述したように同時に進学への要求を併せ持っていたのであり、両者の関係をどのようにとるか、それらの調整が課題にもなっていた。たとえば土井竹治の啓明学園は「受験勉強をさせずとも受験勉強になる学校」の実現を目指したとされるが、これに限らずそれぞれの新学校の入試への教育要求の受け止め方、対応は様々であったと思われる。とはいえ実践の展開のなかで入試への教育要求と無関係で実践を展開させることが難しかった点では共通していたのではないか。ここではその一例を奈良女子高等師範学校附属小学校（以下、奈良附小と記す）に見たい。⁽⁵⁵⁾

奈良附小は、一九一一年創設され、主事の木下竹次のもとで児童の「学び」を軸にした教育実践を展開させた学校

としてよく知られており、自律的な学習態度の形成を目指した「学習法」実践によって戦前の新教育運動の牽引役として注目され続けてきた。その実践に踏み込んでみると、単純に児童の学習を価値視するにとどまらず、学習を成立させるための教師の介入が次第に実践を深めるうえで課題となっていく、それを巡る様々な葛藤を経て、教育の内容研究を重視していることが分かる。注目すべきはその過程は同時に家族による中等学校への進学要求への対応を課題とした時期と重なっていたということである。

奈良附小の一九三〇年代の実践の展開は概括して捉えるならば、「教授」から「学習」(第一期)へさらに「学習指導」(第二期)そして「学習指導」の洗練化(第三期)という展開を辿っている。第一期は、児童に自発的な学習態度を育てることを課題とし、児童が自ら目的をもち計画を立て実行し、結果を反省する「有目的活動」をできるようにすることが目指された。こうした児童の「心理」を大切にするのが実践の軸となっている。第二期への展開において、児童の個性に応じた学習指導の創造を提案されるにいたる。その際、「環境」の整理を実践上の中心的課題とすることになったのである。この期は、児童の「心理」を重視した実践にとどまらず、文化財の再文脈化を「環境」を構成することで図ろうとしたところに特徴があるのであり、選ばせるに値する「環境」の設定による生活内容(活動)が課題とされていくのである。ここでは、児童に体験させれば学習の糧になるであろうとするオペティミズムが乗り越えられ、「心理」(子どもの興味)から「論理」(生活の「全一的」発展の価値のための手段としての教科目、教材の本質)へのつながり方が本格的に検討されるように実践を深化させている。そしてまさにそのなかで、「只自分の疑問を解くだけで、反復することが無ければ血となり肉となるところの力になるまでにはならない」などとして基礎的な学力の問題が注目された。実際に「確実な学習」のために「課外学習」や夏休み期間を利用した「学習事項の系統的整理と鍛練」がなされ、「実力養成」が進められたのであり、「教科書中心のノート学習」をはじめとして既習

の知識の定着が図られた。ここには明らかに中等学校入試への対応という意味も含まれていた。しかし、それは受験への単なる対応といったことにとどまらず、六年間でどのような学力（実力）をつけるかという「学習法」の課題と重なって捉えられていたのである。

一九三〇年代中盤の第三期には、実践に内在的な必要性と外部からの要請への対応との二つの流れの内容研究が統一的に捉えられようとしており、そこでは指導の系統化が課題とされた。概括するなら「学習課程」（カリキュラム）研究という枠組みで研究実践の特徴が押さえられる。そこで注目されたのが「学習指導要項」であった。教師の指導の標準化への志向は第三期に入るとはっきりと学校全体の指針として位置づけられることとなる。そこでは教科書は「生活題目」を豊かにするための一つの重要な「環境」としてみなされ、「教科書の学習に遺憾なからしめる」とされるほど強調されたのである。

これらの動きはいずれも二期の実践の方向性の延長上にあると捉えられるが、この時期の実践の性格に変化が見られることも確かである。その背景に中等学校入学志願者の増大に伴う入学倍率の上昇という外からの圧力がより大きくなっていったことが窺える。それに対応するように、反復学習や暗算など定着や効率に力点が置かれた主張が多くなり、また中等学校入学に関する言及も大きく増加する。ここには明らかに受験対策の要請への対応があったことが認められるのである。とはいえ、このことは必ずしも入試への目的合理的な対処にとどまらない。学習結果の重視は同時に二期から三期のなかで意識された「記憶は創作の材料となるのであるから、明確に記憶させておかねばならぬ」という認識、すなわち知識技能が定着しなければ学習を深めることができないという「学習法」実践に内在した認識に基づく対応でもあったのである。このように、初等義務教育で保障される学力養成という課題と入試の学力はかさなって理解されることにもなったのである。奈良附小の実践は、学習の発展という内在的な展開と政策的要請への対

応（国民教育という政策的な枠組み）との二つの流れが合流し展開されたものであった。さらにその上に中等学校進学要求（入試への対応を求める家族からの教育の要求）という現実への対応が求められるなかで、奈良附小の実践は、教科学習と児童の活動との調整という実践内在的な課題に一つの具体像を与えていると捉えられる。

奈良附小の例に見るように、中等学校入試の教育実践の規定性は、実践の内在的な展開と複雑に絡み合い、また基礎学力の要請という課題のなかに埋め込まれたものとなって現象するなど、外側から単純に裁断して排除できない内容をもっていたことにも留意しなければならない。

三 克服への模索

一九二〇年代には、すでに東京において準備教育の禁止通牒が示されるなど、入試による弊害が指摘されはじめていた。⁽⁵⁸⁾

一九二〇年代にはいると「[入学] 試験方法ノ改善」が模索されはじめ、実質上、中等学校の判断にのみ委ねられている入試のあり方が批判され、様々な試みが広く全国的に繰りひろげられることになる。⁽⁵⁹⁾ 小学校教育の実態（レベル）を踏まえた出題への自覚が促されるようになったのである。小学校のレベルを越えた「過度な問題」が押えられ、また、特定の教科のみに学習が片やらないように選抜科目数が増やされるなど学科試験の見直しははかられた。⁽⁶⁰⁾ そうした中で、小学校での平素の学習の状況が選抜において考慮されるべきであるという主張、また、児童の潜在的な能力の有無も入学者選抜の資料とすべきであるという主張が示されるようになった。さらに、小学校側が中等学校入学者選抜に関与することが要請された。一九二五年には五〇有余の諸教育団体による「中等学校入学試験撤廃期成同盟

会」が組織されるにいたった⁽⁶¹⁾。

そして一九二七年には、ついに学科試験を用いた入試が廃された。一八九四年の尋常中学校規程において定められた学科試験による選抜という原則が見直されたのである。その結果登場したのが、小学校校長作成の報告書（内申書）を第一詮衡手段とし、中等学校側の人物考査と身体検査を組み合わせた入学者選抜⁽⁶²⁾、すなわち小学校での児童の評価を選抜資料とし、さらに、面接を通して、「常識、素質、性行」を考査しようとしたものであった。「学力」という形で認知され、学科試験の結果に収斂される知的能力とは異なった選抜規準に基づく入試の制度化を実現することが目指されていたことが窺える。しかし、内申書においては、学科成績にもとづく校内の席次が重視され、小学校内での日常の競争を促した。さらに情実問題が噴出して選抜の公正さへの不信につながった⁽⁶³⁾。同時に他校との比較が困難であり、客観性という点でも選抜に対して有効ではないという批判が強く示されたのである。一方、人物考査においても、判定の対象が「常識、素行、性行」となっているが、それぞれの中味と評価基準がはっきり明示されないことから、勢い「常識の考査」が重視されることとなり、「年少児童」の常識の考査として「結局教科内容の試問となる傾向」を有するものとなった⁽⁶⁴⁾。そして口頭試問だけにこだわろうと思えば結局「大人も即答できぬ口答試問」となってしまう⁽⁶⁵⁾。そのような中で、ついに学科試験を部分的に認めざるを得なくなったのである⁽⁶⁶⁾。

学科試験の廃止は入試に向けて自らを従属させようとする学校や児童の状況の解消をめざしたが、結局それは形を変えて存在することになり、新しい矛盾を生み出したのである。そして、その矛盾を解決するには、逆説的ではあるが学科試験が合理的とされたのであった。その結果、現実的には、法的に廃止されているはずの学科試験が実態的に入学選抜を担うという事態を生み出した。それに対して、政策的な対応は、準備教育の禁止通牒を示したり、その取締りを図るということを繰り返すといった形での対症療法的なものにとどまったのである⁽⁶⁷⁾。

四 総合判定法の導入と学籍簿の改訂

(1) 国民学校制度と総合判定法

戦時下の入試改革は、上記の入試改革の歴史の延長上にあると同時に、人間形成の全体系が問われ、その内容の見直しを図ろうとしていた戦時下の教育体制⁽⁶⁸⁾による要請の下に位置づけられていた。その中核的な役割を担うことが期待された国民学校は、教授、訓練、養護による教育方法上の三分法の排除、教科の統合、知徳相即、心身の一体化、家庭・地域の教育機能の重視など特徴ある教育原則を標榜することで、従来の学校教育のあり方を批判し、戦時下体制に即応した人間形成を行うものとされていた。入試改革は、そうした新たな人間（皇民）形成の場としての国民学校制度の実質的な確立のための不可欠な前提として捉えられていたのである。その内容は、一九四〇年の総合判定法の導入を皮切りに学籍簿改訂⁽⁷⁰⁾とそれに伴う小学校の日常の成績考査法の「改善」の要請⁽⁷¹⁾、学区制、総合制の実施⁽⁷²⁾など、これまでにない総合的な対応が示されている。

総合判定法による選抜は、一九三九年九月の文部次官通牒にもとづいて翌年から実施された。そこでは「皇運ヲ扶翼シ興亜聖業ノ達成ニ邁進スベキ国民ヲ鍊成」することを目指し、その中核を担う「国民ノ基礎的鍊成ヲ行フベキ小学校教育」の「本旨歪曲」の事態の是正を第一に掲げている。⁽⁷³⁾戦時下の教育体制構築の一環としてこの新選抜法が位置づけられているのが分かる。この選抜法は、学科試験を完全に排除し、「小学校長の報告」(以下内申書)、「中等学校に於ける人物考査」(以下人物考査)及び身体検査を同等に扱い総合的な判定を下すというものであった。その構成と運用を見る限りにおいては一九二七年の入学選抜法の徹底と見ることもできる。しかし、入試の弊害の除去とい

う消極的な対応だけではなく、むしろ、積極的に「国民教育の本旨の徹底」を担い、また「国民体位の向上」に關与するという役割を果たそうとしている点に新しい入試の機能を見て取ることができる。⁽⁷⁶⁾

人物考査が相対的に重視されることになったが、そこでの判定の規準は「徳性ニ基ツク判断」によるものとされ、いわば徳性考査を原則としたものであった。そして、入試のために、「平素からの児童の人物や徳性の涵養」⁽⁷⁶⁾への留意を促し、それに積極的な期待を示している。また、内申書は、できる限り小学校の教育の実態を直接的に把握できるように学籍簿の内容がそのまま判定の資料とされている。一九四一年には学籍簿が改訂された。それによって実践、態度、精神などが重要な評価項目とされ、「知徳相即」に基づく評価が国民学校の成績考査法として求められたが、そこでの評価がそのまま入試判定につながったのである。入試に向かって自らを従属させようとしている状況の中では、入試はこうした小学校での成績考査（評価）法を下から支える役割を果たすことになった。さらに「国民体位の向上」ということでも、身体の鍛錬という時局の課題をそのまま反映し身体検査を重視することで「学校に於ても家庭に於ても児童の鍛錬に努め」⁽⁷⁷⁾ることを期待しているのである。

この総合判定法導入には、深刻な事態に落ちいつていた入試状況への対応という現実的な課題が存在していた。学科試験を廃止しながら、実際には全面的に学科試験によって選抜が実施されているといった前述の事態に対して、文部省は一九三七年には妥協的に「筆記試問ヲ加フル場合（中略）可成一教科ニ付之ヲ行フコト」とした通牒を發していた。⁽⁷⁸⁾しかしながら、「一科目主義」といわれたこの選抜法は、実態をますます混乱させていたのである。狭い範囲に限定された出題範囲の中で、反復練習に基づく「精確度に対する競争」が白熱化し、「小学校の本旨内容」が「（小学校の授業）時間数と共に全く無視蹂躪されている」という状況が作り出されていた。例えば、大阪府では「普通教育によつて国史教育の重要性を認め」「日本精神を国史教育によつて注入」しようという意図でこの通牒に先だつて

国史一教科に基づく選抜法を導入していたが、そのことがかえって「暗記誦化」を進め、甚だしきは「同一小学校からの受験者の答案は殆皆同じ」といった事態すら招来していたのである。⁽⁷⁹⁾

こうした深刻な事態の根本的解消を図ると共に、国民学校体制を積極的に担う役割を期待されて総合判定法が登場した。この新入学選抜法を支えるそれぞれの考查の内容をそれが含み持った矛盾との関係で検討し、その効果と意味について以下考察を加えておきたい。

(2) 人物考查・内申書・身体検査

人物考查の重視は新選抜法の大きな特色であった。その要領についての文部省の説明によると、人物考查の実施は、一九二七年のそれが「平易なる口頭試問」で「談話と交へて其の素質や頭の働きを調べる」と知性を中心とした選抜規準を拭い切れていないのに比較して、今回のそれは、児童が日常生活において一般に経験する普遍的事項について質問応答をなして、「直観的総合的に徳性に基づく判断の判定に重点⁽⁸¹⁾」を置いた評価をなそうとしている。「知性は徳性にまで高められて真の知性となる」という知性と徳性との統一という観点から、⁽⁸²⁾「教科書にある部分をそのまま答える如く問うことを厳しく戒める一方、「答えの正否よりも試問発展の過程に現れる推理、判断力、情操、意力、平素の実践窮行程度及び応答の際の態度」を通して皇国民としての徳性を備えた人間が評価されようとしていたのである⁽⁸³⁾」。

実際の出題はどのようなものであったか。東京の例をみると、一般的な臣民の実践道徳に関する理解（「忠義とはどんなことか」、「実際にどのように忠義をつくすか」、「勅語の趣旨を実行するために普段どのようなことを心がけているか」）、学校行事に対しての行動、それに対する考え方（「参宮旅行でどんな気持ちでしたか」、「校訓に基づいて

どのように実行しているか」、あるいは日頃の行状（「氏神に対して日頃どうしているか」、「現在どのような孝行をしているか」）等が重視され、加えて防空演習や慰問袋の知識・理解といった時局への認識についての出題にも大きなウエイトがおかれている⁽⁸⁴⁾。実際には、このような出題を通して受験者の徳性が判定されることになったのである。しかも、こうした徳性考査自体が準備教育の対象とされることになる。受験参考書が、そのような新考査にいち早く対処していることから、そのことが窺える。前述の受験研究社は、一九三九年一月に木山シリーズに「木山の人物考査」を加えた⁽⁸⁵⁾。同書は、「一般常識」、「徳性」、「推理」、「時局」に関する試問と「身体検査の要領とその心得」から構成され、全体のおよそ八割が徳性に関する試問に費やされている。その中心は国家に関する問題であったが、例えば、「忠」では教科書修身の補正成の忠や奮戦についてのまとめがなされ、つづいて正成の行為における「感心な点」についてまとめがなされている。それらを踏まえて応用問題として忠義をする心掛けが問われた。答えは、国の大事の時には挙国一致身をささげて奉国の誠を尽くすとし、平時の時には日夜教育勅語を体し、自分の業務に励んで国運の隆昌をはかる、となっていた。また、生徒としての忠義の道として、目上の人の教えを守り一心に勉強して行いを慎み、大人になって国に尽くすことが示されている。さらに非常時の忠義の道として貯金や献金の励行、廃品の収集など銃後の守りを整えるなどが挙げられている。このように「忠」に関する模範的な解答が用意されたわけである。

入試の実際を想定すれば、わずかな時間の試問の中で徳性という人格に関わることがらが見極められるか、という問題点がまず挙げられよう。しかし、より重要な問題として、徳性に関する知的理解がそのまま徳性に基づく行動につながられるかという問題、すなわち知と行動との関係の存否およびその評価の可能性如何という原理的問題がそこにはあった。だが、徳性に関する理解の伝達を測定する徳性考査に対して、木山の参考書に見られるように準備は当

然可能であった。實際、全国的に「時局的な問題」「敬神崇祖」「国体に関する問題」などが「類型的に」多数出題された⁽⁸⁷⁾。曠の準備教育など従来とは違った準備教育の実施も含めてそれらへの対応がなされ、さらにその結果、学力の低下問題も指摘されるようになっていったのである⁽⁸⁸⁾。

一方、内申書については、徳性を重視した人物全体が評価の対象とされ、かつ、客観的な選抜の資料としての機能を果たすことが求められた。その内容は、平素の評点に基づく「学業成績に関する学級一覽表と改正学籍簿に則りてつくられたる個人調査表」⁽⁸⁹⁾からなり、その扱いは学校差を認めないというものだった。特徴的であるのは、内申書を学籍簿と連携させて捉えていることから分かるように、小学校での教育（人物）評価をそのまま選抜資料として用いようとしていることである。学籍簿は一九三八年度の改訂により、従前の戸籍簿的な意味だけではなく、学校での児童の状況が記録される教育原簿的な役割を担うものとされた⁽⁹⁰⁾。報告書では、このような学籍簿に基づく日常の観察調査を含んだ児童の全体的な評価が求められている。国民学校の発足にともなって、皇国民の錬成の徹底を図るという課題のもとで、一九四一年に学籍簿がさらに改訂された⁽⁹²⁾。そこでは教科の成績が一〇点法から優良可へ、操行欄が廃止され各教科の中に解消されていることにみられるように、質的な相違を量的に還元しようとする点数化が排され、あるいは、知識の教授が中心になっていた教科の性格を捉え直そうとしていた。それらを踏まえて実践、態度、精神等を重視した総合評定が目指されており、そこでの新しい成績考査をいかに行うかが文部当局や各学校において課題とされたのである。この動きは学籍簿改訂の前からすでに見られている。

こうした総合評定に関する研究は、師範学校の附属小学校（国民学校）を中心に、広範に進められていた⁽⁹³⁾。そこでは「総合的」な評価をいかに行うか課題とされていたが、概ね態度、実践力、精神などを基本的に重視し、「結果のみに捉われず」学習の過程や行動の過程に注目しようとしていた。国民学校期に示された成績考査研究は、教育活動

に不可欠な評価行為を排した教育実践のあり方を問うていたのであり、教育活動を通じた教育目標の達成、ないしその達成の度合いを判断するための情報の収集とそれに基づく教育実践の点検という教育に関する評価行為を積極的に捉えようとしていた。この点については本稿五において検討を加えることとしたいが、実際の評価行為は往々にして児童の生活管理につながったことが予想される。平素の観察という点については、主観が重視されるが「主観を単なる主観に終わらせない」ように平素考査簿や児童観察簿などを用いた観察調査が注目されている。⁽⁹⁴⁾ 例えば児童観察簿には「人柄」「志操」「自己行動」などの人物評定規準や「情意の標準形式」などが用意されていた。これらを記入するには、児童の挙動、態度に対して範型に基づいての評価が日常的になされていたであろうことは想定に難くない。一例によれば、「日本的な物の見方考へ方は、全体的直観的に勘でつかむ」ということから、「教師の全人的なる勘による直観によつて総合評価」されることも唱導された。⁽⁹⁵⁾ その結果はというと、各県での様々な報告にも示されているように、矮小化された児童管理の上に、恣意性と序列化の余地を大きく残す成績考査にとどまったであろうことが推測される。⁽⁹⁶⁾

内申書が「公正」に扱われなければならないというのは、運用上の最大限の課題であった。そのために「学業成績に関する学級一覽表」が付され、報告書の内容の公正（客観性）の保持のため、小学校・中等学校の両側にその取扱のための委員会が設置された。⁽⁹⁷⁾ しかし、厳密に客観性を保とうとすればするほど実際にはこの学級一覽表が重視されることになり、成績一覽の中で席次が示され、中には成績順一覽表の提出を迫るといったことになった。⁽⁹⁸⁾ 一九四〇年度に「改正選抜法ニヨル書面調査」が実施されたが、その調査によると三四府県で席次の提出が求められていた。⁽¹⁰⁰⁾ 中等学校側での合否成績の判定に際して、前述の観点から作成された報告書に拠ったものでは「客観的な査定の根拠がなく」、実際は成績一覽表に示された席次が大きな役割を果たしたのである。⁽¹⁰¹⁾ 徳性による児童の評価は、前記のよう

に主観的な枠を越えられず、結局は学科の席次を基本とした「一覽」によってなされるという帰結に陥っていた。⁽¹⁰⁾また、明らかに格差のある小学校を理念的な平等という観点から裁断し、小学校の格差是正を押し進めることが目指されていたが、このことは選抜のための客観的な資料の作成という本来の位置づけとは矛盾する。平等な「臣民」養成という理念が実際の選抜の客観性を放棄させることになり、必然的に激しい批判を受けることになった。⁽¹⁰⁾このように客観性を保持して選抜を行うという機能と、入試によって学校間の格差を解消しようとする統制的な機能が鋭く対立することになったのである。

さらに事実上の判定規準が不鮮明な状況で注目されたのは身体検査であった。「興亜ノ大業ヲ受ケ継グ次代ノ国民ノ体位向上」(中等学校入学者選抜ニ関スル件)という課題のもとに身体検査の考查の地位がきわめて重視された。運動能力の検査も加えられていたのが特徴であるが、疾病及異常、発育及栄養等と共に「個別的部分的なる採点」ではなく「身体全体に対する大観的評価」が求められた。⁽¹⁰⁾しかし、現実には、比較が可能な籠球投げ、懸垂力、跳力、走力など運動能力検査が身体検査として捉えられることになった。⁽¹⁰⁾身体検査が「大観的な」判定に基いて実施されるとしていたにもかかわらず、各小学校では運動能力検査を重視して捉え、その結果「体操地獄」が引き起こされることにもなったのである。⁽¹⁰⁾

徳性の判定を基本とした選抜法、すなわち「知育よりも教育其のものに、人物錬成に重きを置く見地」⁽¹⁰⁾からの選抜法は、入試を通して必要な皇国民養成をめざしたが、一方で選抜における公正さの問題、他方で「受験知」への従属の問題(徳性自体が受験準備の対象になり、それにむけて競争が繰り上げられる事態への対応)が解決されることなく、しかも学力低下の問題の指摘がなされるようになる。そのような中で再び、学科試験が大都市部を中心に再開されることになった。⁽¹⁰⁾

五 国民学校成績考査研究の動向と意味

(1) 小学校の形成と教育の評価

国民学校学籍簿改革は入試改革に実質を与える役割を担ったとも捉えられる。前節でも示したように、国民学校期の成績考査研究は教育の評価という点で従来の評価法の⁽¹⁰⁾捉え直しを踏まえた新しい展開が認められる。かかる動向は教育原簿として学籍簿改革とそれに伴って展開した国民学校での成績考査研究のなかに窺うことができる。戦時下の皇国民養成を目的とした国民学校の成立は、矛盾ではあったがこうした教育の評価(成績考査自体)のあり方を問題として顕在化させたのである。ここに言う成績考査への自覚は、直接的には国民学校期に学籍簿の改革という制度改革に触発されて高まりを見せる。学籍簿は一九三〇年代後半にそれまでの教育の戸籍的な役割から教育実践の資料として位置づけられるに至っていたが、さらに国民学校の開設と共に学籍簿が改訂され、国民錬成のための教育(成績)の評価をどのように行うかが教育の現場で問題とされたのである。そこには同時にこれまでの考査法への反省が含まれていた。

考査という方式に基づく児童の成績の評価はすでに一九〇〇年の小学校令において取り入れられている。試験制度による児童の評価を廃して「児童平素ノ成績」そのものを対象とする考査方式は、厳密な試験制度を前提とした課程制を原則に築き上げられていた日本の近代学校の転換のなかで導入されたものであった。そこでは、一時期に集約的になされる試験による評価は否定され、児童の平素の学習の全局面を視野に収めた評価が言われている。すなわち観察法や質問(課題)法といった考査方法を用い児童の学習を総合的に評価すると同時に指導をそこに一体として組み

入れることで成績考查が捉えられていたのである。しかし実際には断片的な知識、技術の定着の程度の判定に終始していると考えた。「学校では考查といいながら試験を実施」していたのであり、そこでは「実践力も信念も伴はない知性の査定」がなされていると受け取られていたのである。既述したように都市部を中心に中等学校入試への対応が強く求められる状況が生まれており、入試の価値のもとに成績考查が従属するという実状が現れていた。また中等学校への進学者の増加、学校職業指導への政策的な取り組みを背景にして進路指導や対外証明機能が学校に求められる現状があった。⁽¹¹⁾このような実際の成績考查が陥っている（語られている）実状の克服や社会状況の変化に対応した成績考查改革が本格的に求められていたのであり、そのためにその制度的な枠組みを示す学籍簿改革が課題となっていた。その意味で、国民学校下での学籍簿改革は皇国民形成という目的に規定されながら、平素の成績考查の捉え直しとその制度的表現としての「教育原簿」のあり方が教育の評価という枠組みにおいて問われていたわけでもあった。そのことは、ひいては教育活動に不可欠な評価行為を排した教育実践のあり方を問うことにもなる。

(2) 国民学校成績考查の制度的枠組み

一九三〇年代後半を迎えて学籍簿は一大転機を迎える。学籍簿は、一九〇〇年の小学校令施行規則改訂の際に様式が統一されて以来一九三八年に至るまで二度の改訂があったが、いずれも形式的な修正にとどまっていた。しかるにこの期の改訂はこれまでの枠組の変更を迫るものとされたのである。一九三八年の学籍簿の改訂は、すでに触れたように従来の「学校に於ける戸籍のもの」から「児童の生きた実相」を示す「教育原簿」的なものへとその性格の転換を示した「大改正」と文部相自身が評するものであった。⁽¹²⁾ここでは、「教育上の資料たらしめん」として新設された「性行概評」「身体ノ状況及其所見」「家庭環境」「志望及其ノ所見」の各欄が設けられるなどその体裁が一新され

ている。ここにいう「教育原簿」の意味するところは、児童自身の学業の成果を含む活動の全体ならびにその生活環境の把握を踏まえた指導資料とでもいうべきものであった。しかしながらそこの評定に関しては、教科の成績は一点法での表記に、操行も「優」「良」「可」に統一されることが示されているが成績考査の基準や内容については大きな変更が加えられているわけではなく、記載の形式、標準化に重点が置かれるにとどまっている。また、児童の全体を把握し、それへのトータルな働きかけとその評価のための資料を得ようと上記のような項目が加えられており、これまでの「抽象的にのみ考察した一種の個性調査」との違いを指摘している。⁽¹⁵⁾しかし実際にはパターン化された記載にとどまり児童の素行調査と同様な役割を果たすことになったと思われる。

そのなかで、新しい課題への対応として注目されることは、進路指導＝外部証明機能を積極的に位置づけていることである。この点に関しては一九二七年の文部省訓令第二〇号（「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル訓令」）以来はつきりと政策的な課題とされてきた。この学籍簿の改訂の趣旨において卒業後の職業または上級学校の選択などに対する指導の一層の重要性を認め、さらに当時の教育測定学や児童心理学あるいは職業、個性心理学の知見（理論と方法）を取り入れることで評価の客観化がはかられようとしていたことが窺える。実際にこの学籍簿の形式と内容は、そうした諸学に裏づけられて作成された職業指導調査協会の「尋常小学校ニ於ケル職業指導施設要項」をはじめとする「職業指導施設」の蓄積を下敷きにして作られていた。⁽¹⁶⁾

国民学校制度体制への移行に伴って一九三八年に続いて四一年に学籍簿（ならびにその取り扱い）が改訂された（「国民学校ノ学齢簿及学籍簿ノ取り扱ニ関スル件」⁽¹⁷⁾）。この改訂の特徴は「皇国民の基礎的錬成」という国民学校の目的に対応した評価構造（錬成の達成度の評価）が打ち出されたことである。ここでは以下のような総合評定が導入され、三八年の学籍簿によって立った分析的な評価法の克服が目指されている。すなわち、たとえ数値をもちいて客観

的な評価が求められるにしても、その標準をどこにおくかは明らかにできない点、また実践力、情意や教科外での活動の評価が対象とできない点、さらに、精神と身体や知育と徳育（教科「教科目」と操行）の二元論の解消がなしえない点などが克服の対象とされ、それに代わって評価の観点を明示しそのもとで総合的な判定を下すとしている。ここでは各科の全体的な関連性を考慮し、一時的な試験によることなく平素の状況を通じて、「習得」、「考察」、「処理」、「応用」、「技能」、「鑑賞」、「実践」及び「学習態度」という修練形態の八つの評価の観点が示され、この観点にもとづいて総合的に評定する方式がとられた。また実際の評定は「優」「良」「可」などの標語記入とされ、「良」を到達目標として措定している。

実際には国定教科書内容を持ってその標準とし、教科につき国家が要求している程度に達したと認められるなら全員に「良」を与えるとした。基準に達しないものは、手段として「可」を与えて、「本人、担任教師が肝に銘じて次期に師弟協力して修練」するとし、児童の能力や努力に基づいて極めて優れた修練の実績を示した児童にたいしてはそれを認めて「優」を与えるとした。一方、「不可」は認められないものとされた。このように全ての児童を国家的要求の基準までには仕上げることが求められたのである。さらに席次の記載は国民学校教育の精神とは相反するとして廃された。加えて操行の廃止とその各教科への解消、総合化が明示されている。「国民学校に於ては全教科及全科目を通じて、⁽¹⁰⁾ 躰及実践等に留意して教育が施されるので、当然教科及科目の中に包含されるべきであり且教科欄、教科概評欄、性行概評欄等に充分現はれる」という認識によって操行の欄が取り除かれたのである。

総力戦体制下での皇国民養成という課題のもとで、学校教育における試験や考查の意義、評価の目的や方法への自覚が著しく高まった。錬成という人間形成の方式における評価は児童がどのように教育内容を身につけたか、その身につけ方（例えば「体得」という表現に現れるような）を問うような視点でなされ、同時に児童が「体得」を図るた

めの教師の働きかけが問われたのである。その意味で従来の知識伝達の結果を表す成績考査のありかたを乗り越えようとはしているが、後にみるように、そこでは、比較的客観的に把握できる知識や技術の習得から測定の問題な「実践」、「態度」(さらに「自覚」、「使命」)などを横並びの関係として扱いそれを総合的に評価しようとしており、往々にしてその判断は総合という名の下での教師の主観に求められることになった。しかしながら、その実際においては「優」「良」「可」の標語の割合を一定させた相対評価が行なわれていた。このような事態はかなり一般化していたことは、四三年一二月の「国民学校ニ於ケル学籍簿編成ニ関スル件」(国民教育局長通牒⁽¹⁾)からも窺われる。同通牒は都道府県のなかで成績標語の割合を制定しているものに對してこれの廃止を求めたものであった。こうした状況の背景には、内申書を重視する中等学校入試などへの対応という外部証明への要請、それに限らずとも学級間の成績認定のバランスなど評定をめぐる公正さや客観性の担保という問題があったのであり、総合評価は常にこのような実際の問題との間で緊張関係を抱えたものにならざるを得なかった。⁽²⁾

(3) 成績考査研究の動向

成績考査を意識化して捉え直そうとする動きは国民学校期の学籍簿にかかわる制度改革に触発されて大きな高まりを見せる。国民学校下での学籍簿改革は皇国民形成という目的のもとになされるが、前述したようにそこには平素の評価はどのようにあるべきなのかといった実践内在的に評価行為のあり方を問う側面をもっていた。その意味でこの成績考査改革は実際の教育現場の評価改革への自覚に支えられる必要があり、実際に改革を構想した主体においてもそのことは認識されていた。⁽³⁾ それをうけて『日本教育』や『国民教育』といった教育雑誌媒体には成績考査のあり方を巡っての多くの実践が紹介され、一般国民学校に先んじての実験的試行を求められる師範附属国民学校を中心にし

つつ成績考查法の研究が進められることになった。

なかでも、まとまった形で成績考查研究を世に示したのが石川、島根、長野の各師範附属の国民学校であった。⁽¹²⁴⁾ここでは、共通に、学簿簿改革を契機にしながら従来の成績考查の実際状況を克服し新しい考查観にたつてその実践形態の確立を目指すとしている。このような課題意識をもちながらも実際の検討においてはそのスタンスには差があった。例えば、石川と島根の場合、制度改革に対応する実践的モデルの提示を師範附属学校として強く意識していることにおいては共通しているが、石川の場合は提示された考查改革の精神や意義、方針などの解題的な様相が強い。また評価の観点として制度的に措置された修練の八形態を用いて成績考查の実際をどう位置づけるかという関心が強く、如何に実践を制度の枠の中に位置づけるかが問題とされている。⁽¹²⁵⁾多かれ少なかれそうした傾向は島根の場合にも当てはまるが、石川に比べて実際の平素の考查のあり方に即しそれを捉え直すところに立脚点において展開がなされている。特に問題とされたのが総合評定を行う際の教師の主観であり、ただ「教師の勘」でのみ総合評定が行われるのではなく、「主観を主観的に終わらさないための」「客観的な拠り所」が求められている。しかし判定の基準なるものはもうけられてもあくまでも形式的一般的なたらざるを得ないとされ、結局、それを統括する「教師の教材観、指導観の確立深化」が課題とされている。⁽¹²⁶⁾しかしそこでの教材観、指導観は知識の習得のあり方を深めて「態度」、「実践」との関係を一元的に捉えるような指標を得ようとするところにはいたっておらず、結局は両校ともに各教科の成績考查の観点は知識の「習得」に関わるものと、「実践」「態度」という領域とを二元的に捉えるにとどまっていた。⁽¹²⁷⁾

このように、制度的な成績考查枠組みのもとで多くの考查実践研究が知識の「習得」と「態度」「実践」を二元的に把握することになったのに対して、そうした枠組内の対応だけではなくそこからはみ出した実践の展開を窺わせたのが長野県師範学校附属国民学校であった。同校では研究学級の実践などでの児童研究での蓄積があり、一九三九年

から五年間同校に教務主任として在職した上條茂⁽¹²⁸⁾を中心に国民学校への対応についても早い段階から取り組んでいる。⁽¹²⁹⁾同校では四〇年の第二学期よりすでに国民学校教科則案に基づいて国民学校教科の見地から検討を始め、『国民学校教科の実践的研究』を四一年一〇月には世に示めている。この著では、国民学校教科・科目の実際の指導についてのその「實際指導の方法的体系を明か」にすることが目指された。そこでは「基礎的研究」、「教材研究」、「指導研究」という柱だてで教授方法体系を構想しようとしているが、とりわけ「指導研究」に研究の力点がおかれている。さらに「指導研究」の中でも特に指導過程、すなわち「如何に指導すれば児童の身について行くかの教師の指導の方法的過程」研究を意識していたのである。⁽¹³⁰⁾同校ではこの同研究を起点として、そこで示された各分野、領域に即した研究成果を『国民学校叢書』というかたちで次々と上梓していく。そして、その最初の研究の成果が『国民学校成績検査の研究』（一九四二年七月）であった。

この著に見られる同校の成績検査研究の構成（手順）の特色は、心理学者青木誠四郎⁽¹³¹⁾の成績検査論が理論的な枠組みを提示し、それを受けた訓導との応答、交流・議論を踏まえて成績検査の方針を立て実際の検査問題を作りだしているところにある。⁽¹³²⁾青木は松本師範を経て東京帝大心理学科卒の教育心理学者で東京農業教育専門学校教授であった。訓導や高女教諭の経験をもった心理学研究者であり、そうした経歴からも窺えるようにその心理学の性格は教育の現場に即し、かつ教育の実践の基礎を支えようとする学的な志向性を強くもっていた。『低能児及劣等児の心理と其教育』（一九三二年）、『教育的児童心理学』（同年）、『小さい教育心理学』（一九三五年）などの一連の著作はそのことを端的に示している。一方、一九二九年に公刊された『学業成績の研究』には長野県師範学校附属国民学校での成績検査研究の理論的基礎が示され、また青木の学業成績研究へのスタンスをよく表している。彼にとって学業成績研究は個性（児童）研究の一貫として捉えられており、「学業成績そのものに現れる知識界の構造が個人によつてい

かなる特異性を持つか」と「この知識界の構造がいかなる条件によって決定されているか」という二つの観点から、児童が学習によって身につけた知識の状況（「知識界」の構造）を教師の指導のあり方との関係で問おうとしていたのである。そしてその状態の成立の条件を検討することが過去における学習の助成においての反省すべき点を表すことであると捉えている。⁽¹³⁾「学習の進行を結果の方向から見るところに成績考查の意味づけが無くてはならぬ」とし、「指導法の如何を意味する所の成績考查はすなわち将来への指導を如何にすべきかを示すものである」とした長野の成績考查に関する基本的な見方はこのような青木の理解に基づいている。

実際の教科の考查について見ると、青木によって示された成績考查に対する基本的な認識を共有しながら修練の八形態が各科ごとの独自の読みとりのなかでなされたが、大きくは上述してきたような知識の「習得」のレベルと「態度」「実践」レベルにカテゴライズされる。そしてここでも多くの場合結果的には両者が二元化したかたちで捉えられている。しかしながら研究の実際を注意深く見ると、成績考查の内容を実際に構想するための青木と訓導との質疑応答に見て取れるように、知識の身につけたの延長上に習熟段階の「実践力」などを捉えようとする一元的把握の認識が提示されているのである。例えば地理⁽¹³⁾においては、考查の観点として理解の程度と「地理的使命」、「地理的自覚」の程度が挙げられているが、両者を別々に把握するのではなく、「知識の方面の基礎訓練ができて」と地理の原理、土地との関連の発展が理解できる」というように統一的に捉えようとする認識が示されたほか、算術⁽¹³⁾においては以下のような興味ぶかい展開が示された。当初、評価の観点として「数理的考察力」、「数理的処理力」、「数理的知識の習得」、「数理工夫想像力」そして「数理実践力」が示されていたのに対して、青木との議論のなかで「工夫想像力」や「実践力」はあくまでも「知識の習得」や「考察力」、「処理力」のなかで検討することに転換をみせているのである（つまり前者は後者との関係の中で捉えられるという認識の共有がなされたのである）。結果として作り

上げられた考查の観点は「考察面」、「処理面」、「実践面」とされ、「実践力」は独自に明記されたが「工夫想像力」の項目は削られることになった。結果としては不完全なものを残しながらも、国民学校の考查として示された制度的な枠組みを越える認識がここに認められるのである。⁽¹³⁷⁾

同校では、また評価における反省的な志向が教師の指導にとどまらず教材選択にまで及んでいたが、実際には指導や教材選択へのフィードバックの手續きが具体化されていたわけではなかった。また、実際の成績考查の出題者の自評（備考）を見ると知識と態度を二元的に捉える認識枠組みの適用による形式的な意味づけにとどまることが多かった。しかしながら、青木の理論的な枠組みのもとで知識の習得とその習熟の形態が統一して捉えられようとしていた動きが見られたことの意味は小さくない。師範附属国民学校を中心に行なわれた様々な成績考查研究が、自由な研究が奨励されていたにもかかわらず殆どの場合制度化されて示された修練の八形態の枠組みへの機械的な適用にとどまったのに対して、長野ではそうした枠組みを越えて知識の習熟形態として「態度」「実践」といった領域を捉えようとする認識が示されようとしていたからである。そこには知識（学力）の習熟形態をどう捉えるかという実践的かつ教育本質論レベルの問題が国民学校における成績考查研究を通して浮かび上がっていた事実が窺える。⁽¹³⁸⁾

（４）国民学校成績考查研究の教育評価論上の位置

戦時期の公教育制度のなかで導入された錬成という人間形成方式は、戦時下体制を支える人づくりを目的としていたが、そこには「単なる知識技術の伝達にとどま」って「身についた教育」が実現できなかったとされたこれまでの学校教育への批判を媒介にしており、従来の制度の枠組みで拾い上げられなかった教育に内在する諸問題への対応を課題にしていた。そのなかで国民学校成績考查改革は、教育実践が内包する評価行為を制度の上に浮かびあがらせ、児

童を考查するということが児童を指導することであるというような考查と指導の総合化を改めて課題としたのである。

そこで導入された成績考查方式は「良」という評定を到達の目標として掲げて八つの修練形態に示された観点をもとに総合評定を行うというものであった。それは知識の習得を児童の身につけ方の側から捉えようとするものであり、錬成という人間形成方式に対応していた。しかし、制度的な枠組みとしてされた八つの修練形態がそれぞれに構造的に位置づけられているわけではなく、知識の「習得」も「実践」も横並びに示されているにとどまっていた。そうしたなかで教えられた知識が習熟形態に昇華するための道筋をつけたのが教師の主観であり、それを支える知行合一、知徳相即などに象徴される総合化の認識であった。確かに制度的に教育目標―評価という教育の基本的な枠組みへの注目が促され、知識や形象の身につけ方（さらに信念の形成）がそれとの関係で課題化されたが、実際には自然の感化が価値とされ、児童の主體的な読みとりに基づく態度や実践力で説明されることに往々にしてなった。そこには国民学校を形作っている教育関係をめぐる固有な言説空間が形成されており、そのなかで未分化のままにすべてを総合化して捉える状態が存在したのである。そうした構図は成績考查研究の中にもそのまま入り込んでおり、目標化が可能な部分（知識の習得、認識能力の形成）とそうでない部分（態度、実践力形成）を両方含みながら融合させ、実際には前者の系統化を進めつつ、後者との関係を「総合的」に捉えることですべてを評価対象に含み込む構造を作り上げている。そこでは、知識の習得など認識に関わる領域と操行など態度養成に関わる領域を別の教育分類のなかで捉えていた従来の考查体制に対して、資質の形成の基礎的な部分とその習熟過程を統一的に扱おうとする志向はうかがえるが、その繋がりには依然二元的な把握を前提としていたといえる。

当時においては教師の自主性・自発性は制限されており、体制的な成績考查研究は、所与の目的や目標にまでは及ぶことはなく、専ら教師の指導の点検として位置づくことになった。しかし成績考查の実践的な研究の推奨は、明瞭

であるかどうかは別として日常的になされている教育実践での評価行為を意識化させ、目標—評価を軸にした制作としての教育の在り方を矛盾的にはあるが自覚させる契機になったのではないか。そのなかで体制的な成績評価の枠組みを越える考查観も生み出すことになった。

結び

近代日本において、知育偏重の批判は、「知識中心の教育が徳育を阻害している」という意味では一貫して発せられてきた。そのなかで一九三〇年代以降の大きな特徴の一つは入試への準備教育が具体的に批判対象として想定されていることであった。⁽¹³⁸⁾ 入試によって規定された知育が、国民形成の基礎としての徳性涵養を阻害し、国民教育の本旨を危うくしているという認識が示されていたのである。その背景には中等教育への進学者が増大し、中等学校の大衆化の進行という状況があった。小学校が第一階梯の学校として学校システムに位置づくことで初等義務教育のあり方が問われるようになったのである。

一九三〇年代においては、実際の入試の内容は小学校での国定教科書に沿ったものになっており、その限りにおいて、中等学校入試は児童を自発的に臣民（皇民）に求められる教養（徳や知）の獲得に向かわせることに一定の役割を果たしていたともいえる。しかし、入試を介在させての学習は、児童の「学び」を「教科書的な知識」の断片の獲得に矮小化したのであり、まさにその点が官民を問わず問題とされた。しかもその批判の所産たる「改善」によって生みだされた（すなわち教科書に枠づけられた要素的な知識の獲得を介した）同調的競争の激化が、学校や児童の序列化を促すことになっていた。結果として、天皇制理念に基づく徳性（価値）の内面化とそれを前提とする平等な臣民

(皇民)養成という義務制初等学校に課せられた制度課題が十分に達しない状況が生じていたのである。この選抜法の導入ならびに学籍簿の改革やそれに伴う成績考査法の研究はこうした一九三〇年代にはっきりと明らかになり、現在にも通底する入試によって閉塞された学校や児童の状況に対して抜本的な対応が求められていたといえる。

総合判定法は、行論したように「知的習得の程度」による入試選抜の規準を「人格的事柄」を考慮した「徳性」に移行させたところに大きな特徴が認められる。また、そこには、徳性の涵養を阻害するものとして、否定的な所産として入試を捉えてそれへの対応を図るだけではなく、入試への積極的な従属状況を利用して、制度構想者によって求められた「徳性」を自発的に内面化させようとする機能が期待されていたと見ることもできる。さらに入学選抜法を積極的に小学校格差の是正に結びつけようとしているように入試のもつ統制的機能への積極的な期待も認められた。そのうえ、成績考査研究を通じて知識の身につけ方との関係で徳の形成が捉えられようとしていたのである。

そもそも総力戦体制下の教育の再編という課題のもと、「錬成」という方式による新たな人間形成(＝皇民養成)は、それまでの知識、技術の身につけ方の質を問題としており、成績考査や入試選抜法が検討の問題対象とならざるをえない必然性を有していた。そのなかで皇民養成と言う特殊な脈絡ではあるが、近代日本の学校制度の組織化の過程では明確な位置づけを与えられることがなかった教育に関する評価行為に対する自覚が促された。本稿で示したように学籍簿(成績考査)改革において、知識の習得など認知に関わる領域と操行など態度養成に関わる領域を別の教育分類で捉えていた従来の考査体制に対して、資質の形成の基礎的な部分とその習熟過程を統一的に扱うことが課題とされたのである。しかも総合選抜法の枠組みを通して、矛盾的にはあったが入試と教育の実践が同一の土俵にのって検討される契機を得たのである。

実際において、総合選抜法の運用ということでは、選抜の手段として入学者判定の「公正」さを担保することが難

しく、新選抜法は制度構想者の意図通り機能することとはならなかったものであり、また成績考査における知と徳の一元的把握も実質化されたわけではない。むしろ錬成の評価が制度化されることで、そこに含まれた可能性が閉じられ往々にして注入がより徹底することにもなった。そのことを踏まえながらもここで注目したかったことは、入試問題への対応（選抜の統制）が、今世紀の初頭までに制度的に確立した日本の近代学校が社会に根づくなかで顕在化した「積弊」（学校方式による人間形成の不備）の克服という課題と合わさって対処されたという点であり、そこには制作としての教育の営為に対して矛盾的是であるが自覚化の過程が存在していたことである。本稿では、義務制初等学校が学校体系に実質的に位置づいていくなかで第一階梯として引き受けざるを得なかった新しい課題と、それへの対応の水準を捉えようとしたのである。

付記・総合選抜法に關しての位置づけについて焦点化した論考として筆者の「戦時下中等教育改革の射程」（文部省科学研究費報告書『戦前の初等教育の変容と中等学校入試改革に關する実証的研究』「基盤研究C一九九九年三月、研究代表者木村元」）を参照。なお、本稿はこれを軸に同研究報告での筆者の研究を踏まえて総合化したものである。

（１）例えば、土方苑子『近代日本の学校と地域社会』（東京大学出版会、一九九四年）。

（２）ここでは、近代の日本の学校制度のなかで位置づけられた学校のうち全国民を対象とし、初等教育（国民教育）として組織された義務制学校を対象として想定している。周知のように実際には時代によって呼称や年限さらに組織のされかたが異なっており、大きくは小学校、国民学校として組織化された。本稿では両者をあわせてこの呼称を用いる。なお、義務制に關しては、花井信「義務教育制度成立試論」牧証名『公教育制度の史的形成』（梓出版社、一九九〇年）参照。

- (3) 一八九〇、一九〇〇年の小学校令を契機として基本像を形成した(佐藤秀夫「明治期における小学校観の成立」(『学校の史的研究』野間教育研究所、一九七二年)。以下、特筆しない限りは義務制初等学校としての小学校を示す。
- (4) 学校改造運動が新中間層に基盤をおいたを限定的なもののから次第に大衆的な基盤をもつものにシフトしていく過程にその一端を窺える。
- (5) 本稿では、その教育内容(教育の中味)に力点をおくときの初等教育と、さらにその義務制(共通性)に力点を置く場合の初等義務教育と使い分けている。
- (6) 清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦『資料教育審議会(総説)』(『野間教育研究所紀要三七集、一九九一年』)をはじめとする野間教育研究所での教育審議会研究の共同研究など。
- (7) 細谷恒男「戦前における中等学校入試制度の改革」(国民教育研究所・木下春雄編『高校入試制度の改革』(『労働旬報社、一九八八年』)、森川恭蔵「戦時下における中等学校学区制の意義」(『甲子園短大紀要』二号、一九七〇年)など。
- (8) 初等教育機関で学ぶものとして「児童」という呼称を本稿では主として用いる。法令的には一九〇〇年の小学校令以降用いられた法令用語であるが、制度的な枠組みに規定されている点を重視してここでは便宜的にこの語を用いた。子ども一般を対象にする場合はその限りではない。
- (9) 各県や市、区段階の教育史あるいは学校史などでの叙述。
- (10) 増田幸一他『入学試験制度史研究』(東洋館出版社、一九六一年)。以降こうした見方が定着している。
- (11) 文部省『改正入学考査法の本旨』一九四一年、二八頁。
- (12) ここでは政策課題としての実際の扱われ方のみを問題にするのではなく、時代の課題に対して一連の対応がどのような意味をもっていたのかを読み解くことに力点を置いている。因みに教育審議会において議論が深められているわけではない(米田俊彦『教育審議会の研究—中等教育改革』(『野間教育研究所紀要、一九九四年』)に掲げられている審議記録を参照)。
- (13) 島根県師範学校附属国民学校教育研究会『国民学校成績考査の研究』(一九四二年)七頁。
- (14) 拙稿「受験知」の生成と浸透」(寺崎昌男編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、一九九〇年)、寺崎昌

- 男「入試制度の歴史的背景」日本教育学会入試制度検討委員会『大学入試制度の教育学的研究』（東大出版会、一九八三年）。
- (15) 「本流」を価値として「正系」と「傍系」という秩序原理をもって学校体系が築き上げられたともいえる（天野郁夫『教育と選抜』【第一法規、一九八二年】など）。
- (16) 佐々木享「日本に於ける技術・職業教育史研究の展望と課題」『日本教育史研究』一七号、一九九八年を参照した。
- (17) 法令的にいうならば実業学校は戦時下の中等学校令までは中等学校とは異なった「実業学校」という範疇に含まれている。なお、本稿では、中学校、高等女学校（実科高等女学校を含む）ならびに甲種程度の実業学校を中等学校として扱った。
- (18) 例えば学科課程の多様性については、江原絢子『高等女学校における食物教育の形成と展開』（雄山閣、一九九八年）等。
- (19) 中内敏夫「産業革命前夜の産育・就学構造」同『匿名の教育史』（藤原書店、一九九八年）。
- (20) 橋口菊「義務教育年限延長問題と初等教育政策」文政審議会研究会『一九二〇—三〇年代における教育編成の構想とその展開』（文部省科学研究費総合研究報告書、一九八〇年）。
- (21) 前掲『近代日本の学校と地域社会』。
- (22) 木村元・福島裕敏・前田晶子・富沢千佳子「一九三〇—四〇年代初頭の中等学校進学動向に関する基礎的研究」（『戦前の初等教育の変容と中等学改革に関する実証的研究』。重化学工業化、都市化の進展との関係については富沢の論稿に詳しい）。
- (23) 例えば、民主教育研究所「現代社会と教育」委員会「現代企業社会と学校システムに関する地域総合調査」（上田小県・坂城地域調査）第二次調査聴き取り集（一九九五年）中の塩尻地区を対象とした聞き取り調査記録。
- (24) 制策側の論理からいえば「普通」と「実業」あるいは性差にもとづく種別化された階層構造を内容とした制度枠組み自体が、産業化されていく社会のなかでどのように人材を養成・配分していくか、枠組みの再編が問題とされた。それをも含む新しい段階の課題が存在していた。一方で中等教育機会の受容を図ろうとしていた側には様々な中等学校への読みとりが錯綜して存在し進学行動を形成していたことが窺える。
- (25) とはいえ、一九三〇年代に実業学校から中学校への乗り換えという家族の子育て戦略上の転換が進んだことも事実であり、トータルな評価は課題としておきたい。

- (26) 例えば、当時の難関校とされた東京高等学校では、多数の入学者を出す小学校が固定している（『東高時報』東京高等学
校校友会）。同様なことは女子においても、例えば東京女子高等師範学校附属高等女学校の例から窺える（那須良利編『創立
五十年』東京女子高等師範学校附属高等女学校、一九三二年、一四四—一四八頁）。
- (27) 『児童卒業後の概況』（男児之部、女児之部）「誠之尋常小学校、同校所蔵」。
- (28) 『東京朝日新聞』一九三〇年三月二日。
- (29) 以下、所澤潤、木村元「近代小学校と中等学校進学」（『東京大学教育学部紀要』第二七号、一九八八年、三四四—三四六
頁）参照。
- (30) 一九二八年に東京市教育局で実施された「読字力に関する調査」（『尋常一学年知能検査に関する報告』）をみると明らか
に進学のための基礎的な能力を養成された子どもが入学してきている。
- (31) 高木秀三郎氏（浅草区千束尋常小一九三八年卒）一九八五年九月二二日証言。
- (32) 山口県学務部長談「山口県中等学校入学者選抜方法改正に際して父兄各位に望む」（『山口県教育』一九四〇年一月）。
- (33) 前掲『近代日本の学校と地域社会』一八頁。
- (34) 前掲『国民学校成績考査の研究』七頁。
- (35) 例えば、教育改造運動の分水嶺として位置づけられてきた児童の村小学校においても進学・受験への対応がその教育実践
に大きな影響を与えていた（『児童の村小学校関係資料』（五）（七）「民間教育史料研究会所蔵」等）。
- (36) 中内敏夫「新学校の社会史」（『匿名の教育史』一九九八年、藤原書店）等参照。
- (37) 拙稿「学歴と入試の時代の到来と『少年世界』（大久保利謙他監修『少年世界別冊論文集』未刊行）。
- (38) 例えば、中等学校入学準備参考書出版をリードすることになる受験研究社は、岡本増進堂が母体となっている。同書肆が
受験研究社の商号で『完全算術模範学習書』など本格的に出版を開始するのは一九二六年である（増進堂・受験研究社『創業
九九周年 白寿之年』一九九〇年）。
- (39) 目賀田八郎氏（東調布第二尋常小一九四二年卒）一九九〇年八月一日証言。

- (40) 鶴田敦子「戦前中学校算術科入学試験の分析」『教育方法史研究』第四集、東京大学教育方法学研究室、一八六頁。
- (41) 拙稿「へ入学試験問題」の史的展開」『教育方法史研究』第四集、二二八—二三七頁。
- (42) 同上。
- (43) 受験研究社編「出版目録」（未完成・仮製本）。
- (44) 受験研究社。一九三〇年代後半「木山の長帳」のシリーズとして人口の膾炙した中等学校受験参考書。
- (45) 『木山の算術』など「木山の長帳」各科の「緒言」。
- (46) 前掲「一九二〇年代中等学校入学者選抜の実態に関する一考察」二二〇—二二二頁。
- (47) 「受験知」については前掲「受験知」の生成と浸透」参照。
- (48) 岡部弥太郎「本年我国に於ける入学生選抜の状況」『教育思潮研究』第二巻一輯、東京帝国大学文学部教育学研究室、一九二八年、六五頁。進学者を多く輩出する一五校のサンプル統計。
- (49) 文部省大臣官房体育課「家庭における学習時間の調査」（一九一九年実施。『教育思潮研究』第四巻二輯、一九三〇年、五〇—五〇一頁）。
- (50) 例えば、当時人口約五万人の都市であった広島県福山市の福山誠之館中学校一九三七年度入学者に対する筆者の調査（一九九三年二月実施。回答率五一％）では、そのほとんどが様々な形でその存在を述懐している。
- (51) 石川県師範学校附属国民学校初等教育研究会『国民学校における成績考査』一九四一年、二六頁。
- (52) さらに、こうした「学び」の歪みにとどまらず、必然的に誘発される競争関係に基づく不安や奢りの心情の醸成、身体発達への悪影響、「国民的志操ノ啓培」の軽視の風潮が連動して、国民全体に求められた共通価値の内面化を前提にしたトータルな人間形成という国民形成の課題を阻害することとなっていたのである。これが、中等学校進学志望の児童にとどまらず教室全体に広がっていたことは、当時の教師の述懐などから窺える（金沢嘉市『ある小学校校長の回想』岩波書店一九六七年、二二—二七頁）。
- (53) 前掲「新学校史の社会過程」。

- (54) 小泉郁子「啓明学園を観る」『婦女新聞』一九三四年一月。
- (55) 以下の奈良附小の実践の展開については木村元・吉村敏之「奈良女子師範高等師範学校附属小学校における実践構造の変遷と中等学校進学」(『戦前の初等教育の変容と中等学校改革に関する実証的研究』)を参照。
- (56) 奈良附小『職員会記録』(一九三七年三月二二日)。
- (57) 同上一九三七年九月一〇日。
- (58) 一九一六年には早くも東京府では「中等学校ノ入学受験等ニ関スル件」(府訓令第三号、二月二日)を発している。
- (59) 兵庫県や静岡県だけではなく、京都府、富山県、山口県など全国的な入試「改革」への動きが各府県の教育会雑誌などから窺える。
- (60) 前掲「一九二〇年代中等学校入学者選抜の実態に関する一考察」二二七—二三〇頁。
- (61) 前掲「受験知」の生成と浸透」二五五—二五八頁。
- (62) 「中等学校令施行規則改正要旨並実施上ノ注意事項」(文部省訓令、一九二七年二月二日)。
- (63) 情実の報道は枚挙に遑が無い。中学校に残された稟議録から内申書と中学校実施の調査の成績との乖離が年々広がっていく状況が窺われるのはそのことを象徴的に表している(福山誠之館中学校『誠之館百三十年史(上)』一九八八年、一〇九二頁)。
- (64) 前掲『改正入学考査法の本旨』一九四一年、三頁。
- (65) 『教育週報』一九二八年二月二八日。
- (66) 「中等学校入学選抜ニ関スル件」(文部次官通牒、一九二九年十一月二八日)。
- (67) 前掲『入学試験制度史研究』二二五—二二九頁。
- (68) 寺崎昌男・戦時下教育研究会『総力戦体制と教育』(東京大学出版会、一九八七年)。
- (69) 文部省「新考査法はどうだった」(『週報』内閣情報局、二〇〇号、一九四〇年八月一四日)など。
- (70) 「国民学校ノ学齡簿及学籍簿ノ取扱方ニ関スル件」(普通学務局通牒、一九四一年七月四日)。

(71) 本稿五を参照。

(72) 「中等学校入学者選抜ニ関スル件」(普通学務局、実業学務局長通牒、一九四一年一月二〇日)、「中等学校入学者選抜ニ関スル件」(国民教育局長通牒、一九四二年二月一九日)。一九四二年度から学区制は一六県で実施。総合制は京都府のみ導入。

(73) 「中等学校入学者選抜ニ関スル件」(一九三九年九月二八日)。

(74) 一九三八年には、教育審議会での審議で、すでに国民学校に関する審議は終了し、その導入が決定していた(前掲『資料教育審議会(総説)』一三三—一四三頁)。

(75) 前掲『改正入学考査法の本旨』五頁。

(76) 文部省「中等学校入学者選抜方法の改正について」(『週報』一九三九年一〇月一八日、一八頁)。

(77) 前掲『改正入学考査法の本旨』八頁。

(78) 「中学校入学者選抜ニ関スル件」(文部次官通牒、一九三七年七月二四日)。

(79) 関口泰「入学試験廃止の問題」(『文芸春秋』一九三九年一月、二〇—二二頁)。

(80) 文部省「中等学校入学者選抜に関する制度の実施に就て」(『文部時報』二九九号、一九三九年一月二日、七頁)。

(81) 前掲『改正入学考査法の本旨』六〇頁。

(82) 同上、二二頁。

(83) 小山知一(文部省普通学務局長)「改正中等学校入学者選抜方法に就て」(『山口県教育』一九四〇年一月、七五頁)。同氏による問題での『文部時報』(一九三九年一〇月一日)掲載のものととは内容が異なる。

(84) 『昭和十六年度東京府内中等学校進学案内』教育錬成会。

(85) 木山淳一「徳性に基づく情操深度推理の適否を考査判断する木山の人物参考書」(受験研究社、一九三九年)。

(86) 同上、一三七—一四二頁。

(87) 加藤伸二郎、増田幸一「中等学校入学改正考査法について」(『文部時報』七〇九号、一九四〇年二月一日、二七

頁。

- (88) 藤島勇「改正中等学校入学者考查についての反省並に所感」『阿波教育』一九四〇年五月、窪田公平「選抜を終えて」『和歌山県教育』一九四一年五月。
- (89) 前掲「改正中等学校入学者選抜方法に就て」六五頁。
- (90) 乙松武雄、関寛之『改正学籍簿精義』（東洋図書出版、一九三八年、三九—四一頁）。
- (91) 同上、四一—四三頁。
- (92) 前掲『国民学校学籍簿精義』（序、第一章）。以下の学籍簿に関する記載は同著「学籍簿の実際」「学籍簿記入法」。
- (93) 本稿で示す長野、島根、石川の各県師範学校附属国民学校以外にも広島高等師範学校、岩手県師範学校（女子部）、東京の四師範学校の各附属学校の連合研究会、さらに京都市教育報国会研究部などが成績考查に関する研究を公刊している。
- (94) 前掲『国民学校成績考查の研究』七頁。
- (95) 同上、五九—六〇頁。
- (96) 「特輯児童觀察事項の学籍簿記入」『教育論叢』四五卷五号、一九四〇年一月、小谷義代栄「児童觀察記録」『和歌山県教育』一九四二年二月。
- (97) 「中等学校入学者選抜ニ関スル件」（文部次官通牒、一九三九年九月二八日）。一九四四年度からは学籍簿の記載をそのまま転載するようになり、学籍簿作成委員会が国民学校の中に設けられるようになる（「中等学校入学者選抜ニ関スル件」国民教育長通牒、一九四三年二月九日）。
- (98) 浅黄生「新考査法の批判について」（『児童教育』三四卷五号、一二四頁）。
- (99) 坂本豊「入学査定用の学級成績順一覧表を廃せ」（『児童教育』三四卷六号、九〇頁）。
- (100) 加藤恂一郎、増田幸一「中等学校入学改正考査法について（二）」『文部時報』七一〇号、一九四〇年二月一日、三九頁。
- (101) 前掲「入学査定用の学級成績順一覧表を廃せ」。

- (102) 相対的な割合を定めて成績考査を行うことがかなりあったことが窺われる。一九四三年にはそれを禁じている（「国民学校ニ於ケル学籍簿編製ニ関スル件」国民教育局長通牒、一九四三年二月九日）。
- (103) 前掲「中等学校入学考査方法の改正について」（『週報』一九三九年一〇月一八日、一七頁）。
- (104) 前掲「新考査法の批判について」、二二五頁。
- (105) 前掲「改正入学考査法の本旨」、二六頁。
- (106) 前掲「昭和十六年度東京府内中等学校進学案内」。
- (107) 前掲「新考査法の批判について」、一三三頁。種目の多さや選別のための「相当無理」な種目への批判が年をおって大きくなった（岡田孝平「来年度中等学校入学考査に就て」『文部時報』八二二号、一九四五年一月一〇日、二〇頁）。
- (108) 前掲「改正中等学校入学考査方法に就て」、七〇頁。
- (109) 一九四三年二月には筆問筆答が「補助的手段」として認められた（「中等学校入学考査ニ関スル件」国民教育局長通牒 一九四三年二月九日）。一九四四年度から大都市部では一斉に再開された（前掲「入学試験制度史研究」、五七頁）。
- (110) 近代日本の学校制度の組織化の過程では明確な位置づけを与えられることなく、また、したがって、そうした行為を掘り下げようとする志向性も弱かった。確かに、所与の国定の教育内容の定着に対する国家的な関心にもとづき壮丁学力調査などを通じて子どもが身につけた学力の調査はなされ続けてきたが、そうした調査は教育活動自体を直接の対象にしていたわけではなかった。
- (111) 前掲「国民学校に於ける成績考査法」（東京教養研究会、一九四一年、二六頁）。
- (112) 前掲所澤潤・木村元「日本の近代小学校と中等学校進学」。
- (113) 拙稿「近代日本義務制小学校における社会的機能の展開」（『牧証名編「公教育制度の史的形成」』梓書房、一九九〇年）など。
- (114) 中谷千蔵「学籍簿の沿革」（『国民学校学籍簿精義』（東洋図書、一九四三年））。
- (115) 岩松五良「小学校における算術と学籍簿との改正に就いて」（『文部時報』一九三八年、三月一日、五五頁）。

- (116) 教養研究会『国民学校学籍簿記入例集』一九四二年。
- (117) 乙松武雄・関寛之『改正学籍簿精義』(東洋図書、一九三八年)四〇―四一頁。
- (118) 同上 四七―四九頁。
- (119) 文部省普通学務局通牒(各地方長官宛、発普二〇五号)一九四一年七月四日。
- (120) 清水虎雄「国民学校に於ける学籍簿の取扱に就いて」(文部省発表事項解説、一九四一年七月四日)。
- (121) 文部省国民学校局通牒(各地方長官宛発国五四六号)一九四三年二月九日。
- (122) 奈良女子高等師範学校附属国民学校「初三・第二学期末の成績考査」(『初三国民学校』一九四一年二月)一一五頁、
「成績考査の評定と結果の活用」前掲『国民学校に於ける成績考査法』(東京教養研究会、一九四二年)二八六―二八七頁。
- (123) 清水虎雄「国民学校の学籍簿について」『日本教育』一九四一年九月。
- (124) 長野県師範学校附属国民学校教科研究会『国民学校成績考査の研究』(一九四二年)、前掲『国民学校成績考査法の研究』、
前掲『国民学校に於ける成績考査法』など。
- (125) 前掲『国民学校に於ける成績考査法』。
- (126) 前掲『国民学校成績考査法の研究』。
- (127) 国語、理科、家事・裁縫の各科目については『戦前の初等教育の変容と中等学改革に関する実証的研究』中の平岡さつき、
北林雅洋、福留美奈子の諸論考を参照のこと。
- (128) 中村一雄「上條茂の実践的教育研究」『信濃教育』(一一五二号、一九八二年)。
- (129) 長野県師範学校附属国民学校の実践の蓄積に関しては、『長野県教育史』第四卷(長野県教育史刊行会、一九七九年)第
一章第六節、『信州大学教育学部附属長野小学校百年史』(一九八六年)を参照。
- (130) 長野県師範学校附属国民学校『国民学校教科の実践的研究』、二六―二八頁。
- (131) 青木に関しては古澤聡司「青木誠四郎と武政太郎の戦前・戦中・戦後」(波多野誼余夫他『教育心理学の社会史』[有斐閣、
一九八七年])など参照。

(132) 青木の学業成績の理論を教師が実現するという構図が示されているわけであるが、制度化された成績考査の枠組みに対する教師の構えという教員文化の問題があり、そこでの理解と行為の間の距離を考慮して青木と訓導たちとの往復関係を捉える必要がある。

(133) 青木誠四郎『学業成績の研究』（先進社、一九二九年）四四―四五頁。

(134) 『国民学校成績考査の研究』一頁。なお青木の戦後の成績考査理論の土台が築かれている（「考査は何のためにするか」『新しい教室』一九四八年二月）。

(135) 同上、三六頁。

(136) 同上、三九―四六頁。

(137) こうした展開には長野県師範学校附属小学校からの児童研究などが背景にあることを推測するにとどめておきたい（中村一雄証言「一九九七年二月五日」、また前掲中村「上條茂の実践的教育研究」）。

(138) 長野のここでの実践を総体としてどう評価するかについては単純ではないが、ここで指摘できるのは、教科教育についてのこれまでの研究実践を前提に成績考査研究の要請を受け取っており、その点で問題対象の把握が実践に内在していることである。同校での品等法を用いた実践にしても実際の教育の現場で便宜的になされていることであると考えられるが、それを成績考査研究を契機に一般化して浮かび上がらせている。

(139) 井上起「国民学校について」（『島根教育』一九四二年四月、一九頁）。